

第2章 規制に対する世論

■ 概要

<アメリカ>

規制賛成派：2000年に制定された児童インターネット保護法は憲法違反であるとして、2002年5月に、ペンシルバニア州東部地方裁判所において提訴されたが、2003年6月、合衆国最高裁判所において合憲と判断され、現在に至っている。

児童ポルノをインターネット上でダウンロードした犯罪者の85%が子どもへの性的虐待を行っているという数値を根拠として、インターネット上の児童ポルノへのアクセスまでも処罰の対象にするべきとの提案がなされている。

規制反対派：2008年に、過剰に執拗かつ悪質なオンライン上の言論を刑法で罰することを盛り込んだ、「メーガン・マイヤー・オンラインいじめ防止法案(The Megan Meier Cyberbullying Prevention Act)」が、下院議会に取り上げられた。しかし、同法案は、オンライン上の言論の自由を脅かすものであり、また、内容が抽象的であり混乱を招く恐れがある、として批判を受け、結局廃案となったように、言論の自由を原則とする連邦法に軸足を重く置く反対の立場もある。

<イギリス>

規制賛成派：インターネット安全に関する児童基金連合(CHIS：Children's Charities' Coalition on Internet Safety)と全英児童虐待防止協会((NSPCC：National Society for the Prevention of Cruelty to Children)が合同で発表した、イギリスの主要な政党に対する提言書にはオンライン・ブロッキングに限定せず、幅広く子どもとインターネットの付き合い方という観点からの提言でから、インターネット監視財団(IWF：Internet Watch Foundation)のリスト若しくはその他の技術ソリューションに基づき、すでに摘発されている児童虐待のコンテンツへのアクセスを阻止することを、イギリス国内のすべてのISPに強要することについて、今のところ自主規制に頼っているが、法案を用意し立法化の準備が必要であるとしている。

規制反対派：オンライン上のコンテンツやテレビに関する親の不信感は減少しているものの、親の97%は、子どもが不適切なコンテンツに触れないようにする責任は自分にあると考えている。フィルタリングを一種の検閲だとして反対を唱えるキャンペーン組織、公開権利グループ(ORG：Open Rights Group)もある。

<ドイツ>

規制賛成派：連邦家族省の依頼で、アレンスバッハ世論調査研究所が 2009 年（5 月 29～6 月 11 日）に行った口頭インタビュー（16 歳以上の 1,832 人が対象）の結果では、91%が児童ポルノの遮断を歓迎する、と回答している。これに対して、わずかの回答者（3%）が、これらの青少年保護の手段は、憲法に規定される表現の自由の侵害に当たると回答している。

ドイツではドイツ連邦共和国基本法 5 条 1 項で表現の自由が保障されるとともに、同条 2 項は、青少年保護のための表現の規制を明文で許容している。青少年保護のための表現の規制は、これらの基本法の規定に抵触していないか否かが問われることとなる。

なお、基本法 5 条 3 項に規定されている芸術の自由と、2 項で規定される青少年保護のための表現規制の間の関連性については、明文では規定されていない。この点に関して、1990 年の連邦憲法裁判所のヨゼフィーネ・ムツェンバッハー決定（BVerfGE 83, 130）では、青少年保護が基本法上の地位において、芸術の自由の上に立つことを認めた。ただし、青少年保護と芸術の自由という互いに基本法のレベルにある法益の調整は、個別の案件ごとに判断されるべきであることも確認されている。

規制反対派：2010 年 2 月に施行された、いわゆる児童ポルノアクセス防止法は（2012 年 1 月 1 日廃案）、立法過程において様々な議論を呼んだ。インターネット・プロバイダーに、刑法典 182b 条に規定される児童ポルノサイトのブロッキングを義務付ける内容を盛り込んだ当初法案は各界の反対運動を引き起こした。連邦政府が 2009 年 6 月にこの新法案を支持するオンライン署名を実施したところ、署名者は 328 名だったのに対し、2009 年 4 月 22 日から 5 月 4 日にかけて連邦政府が実施したこの新法案の否決を求めるオンライン署名では、署名者は 134,015 人であった。さらに、インターネット遮断と検閲に反対する運動団体（AK-Zensur）は、児童の性的搾取には検閲ではなく、より実効的な取組が必要であるとして反対した。同法は 2012 年 1 月に廃案となった。

1. 出版

1. 1 アメリカ

1. 1. 1 規制賛成派の論点

1957 年の Roth 判決において、不十分ながらも初めて、わいせつ概念を定義づけたと同時に同表現が表現の自由の保障外にあると判示され⁶⁷、1973 年の Miller 判決では、わいせつ概念の定義がより明確化された⁶⁸。

ニューヨーク州裁判所は、1982 年の Feber 判決において、青少年による性的行為を描写する児童ポルノも、表現の自由として保護されないとし、その配布を違法とするニューヨーク州刑法が修正第 1 条に反するものではないと判示した。つまり、児童ポルノがわいせつ表現と別カテゴリであるとしたうえで、その規制の合憲性を容認した⁶⁹。アメリカ社会の中で確固たる言論の自由と児童ポルノからの社会を擁護するという利益のバランスを考慮しながら、児童ポルノを違法とする結論を導いた。

1969 年の Stanley 判決では、わいせつ物の自己観賞目的での所持はプライバシー侵害であり、その処罰を違憲と判示していたが、連邦最高裁判所は、1990 年の Osborne 判決において、児童ポルノの単独所持を処罰するオハイオ州法を合憲と判示した。

1. 1. 2 規制反対派の論点

児童ポルノ保護法では、児童または児童に見える者による性的行為の写実的描写の配布行為を禁止している。アダルト娯楽産業団体は、実際には成年者により製作されたポルノでも児童に見える場合には、児童ポルノとして禁止されてしまうことを根拠に、同法は言論の自由を制限することになり憲法違反であると主張し訴えを提起した。これが 2002 年の Free Speech Coalition 判決であり、連邦最高裁判所は、表現規制のための児童保護という根拠が、実在する児童不在で作成された物には妥当しない事を理由に、同規定が過度に広汎であり、違憲であると判示した。

その後、多くの裁判所がこの最高裁判決にならい、実在の児童が使われていない児童ポルノに関して、制作者、所有者が無罪とされ、アメリカ社会にヴァーチャル・ポルノが広がった⁷⁰。

⁶⁷ Roth V. United States, 354 U.S. 476, 189 (1957)

⁶⁸ Miller V. California, 413 U.S. 15, 2425 (1973)

⁶⁹ アメリカ合衆国における児童ポルノ規制の新たな取組、2011 年 1 月、加藤隆之

⁷⁰ インターネット環境における児童ポルノ規制、2011 年 3 月、江泉芳信

1. 2 イギリス

本調査時には、該当項目は見つけられなかった。

1. 3 ドイツ

1. 3. 1 規制賛成派の論点

児童ポルノのブロッキングに関する法律は廃止されており、海外に蔵置された児童ポルノ画像について、削除が行われるまでの間、対策が講じれないという状況にある。これについて不満を抱いている人もいとされるものの、本法律については議論が行われてある程度納得して進んだため、数年はブロッキングを採用するという議論は起きないだろうと有識者は指摘する⁷¹。

連邦家族省の依頼で、アレンスバッハ世論調査研究所が 2009 年（5 月 29～6 月 11 日）に行った口頭インタビュー（16 歳以上の 1,832 人が対象）の結果では、91%が児童ポルノの遮断を歓迎する、と回答している⁷²。

1. 3. 2 規制反対派の論点

上記、アレンスバッハ世論調査研究所のインタビューでは、わずかの回答者（3%）が、これらの青少年保護の手段は、憲法に規定される表現の自由の侵害に当たる、と回答している。

⁷¹ G8 諸国における児童ポルノ対策に関する調査、平成 25 年 3 月、日工組社会安全財団

⁷² 与党派提出法案：Drs. 14/9013. 委員会の議決勧告：Drs. 14/9410. 公布された法律：Jugendschutz-gesetz (JuSchG) . Vom 23. Juli 2002 (BGBl. I S. 2730)

2. 映画・ビデオ・コンピュータソフト等

2. 1 アメリカ

2. 1. 1 規制賛成派の論点

暴力的ゲームの普及により、青少年の反社会的行動が増加するとし規制を設ける州もある(ニューヨーク州、カリフォルニア州、テキサス州、ペンシルバニア州等)。

2. 1. 2 規制反対派の論点

カリフォルニア州では 2005 年に、未成年者へ暴力的ゲームを販売することや貸し出しすることを禁じる法律 (Assembly Bill 1179) が成立していたが(2006 年施行)、米連邦最高裁判所は 2011 年 6 月、同州法は、合衆国憲法修正第 1 条を侵害するという判決を下した。これは、ゲーム業界などから反発を招いた結果、施行前から裁判によって仮差し止めとなり、合衆国修正第 1 条が定める言論の自由に反するとして、違憲判断となった。これによって、言論の自由の保護は、ビデオゲームに対しても、本や映画、音楽などすべての創造的表現形態とまったく同様に適用されるということとされた⁷³。

2. 2 イギリス

2. 2. 1 規制賛成派の論点

現在の PEGI レイティング標記では明確ではないため、成人向けのゲームにはもっとはっきりとした注意書きが必要とする意見もある⁷⁴。

2. 2. 2 規制反対派の論点

暴力的ゲームと青少年の暴力的行動に直接的な関係があるという証明はされていないとし、規制に反対の意見もある。2008 年 10 月には規制反対のデモが起きている。

2. 3 ドイツ

2. 3. 1 規制賛成派の論点

戦闘ゲームなど、ゲーム中にアイテムを購入しながらゲームを続けるものもあり、青少年が思いもかけぬ金額が発生する場合もある。こうしたゲーム業界の戦略問題を理解し、政府は国家規制を設けるべきであるとしている⁷⁵。

⁷³ 米国における青少年保護のためのインターネット規制と運用、2012 年 3 月、独立行政法人 日本貿易振興機構

⁷⁴ <http://www.out-law.com/page-5810>

⁷⁵ <http://www.pcworld.com/article/2044647/aggressive-game-advertising-to-children-prohibited-by-german-federal-court.html>

2002 年 4 月、チューリンゲン州の州都エアフルト市で、放校処分になったばかりの 19 歳の元生徒が、教員など 16 人を射殺して自殺した事件がある。この元生徒が暴力的なコンピュータゲームに没頭していたとの報道が、暴力的表現への世論の憂慮を深めた⁷⁶。

2. 3. 2 規制反対派の論点

ゲームソフトの年齢制限指定については、自由な物品の流通を定める EU 法に違反する、として欧州裁判所に訴える動きがある⁷⁷。

⁷⁶ インターネット時代の青少年保護法、2003 年 5 月、戸田典子

⁷⁷ “Initiative plant Klage gegen Spiele-Indizierung.” 2003年3月

3. 広告

3. 1 アメリカ

3. 1. 1 規制賛成派の論点

青少年の糖尿病問題は過去 20 年で深刻化しており、飲食物を扱う広告の子どもへの影響は糖尿病問題に多いに関係するため、これらの宣伝の制限は必須である。Kraft 社は栄養素の低い食品（オレオ、Kool-Aid など）のテレビ、ラジオ、印刷物広告を中止した。ファストフード店でもフライドポテトやソーダ飲料水の代わりとしてより栄養素のある食品を選択できるようメニューに取り入れている⁷⁸。

3. 1. 2 規制反対派の論点

「より良い食生活や適度な運動習慣など、保護者や青少年への教育を行う方が優先されるべきである。」とのことから、the American Association of Advertising Agencies (AAAA) や the Association of National Advertisers (ANA)、大手食品企業（コカコーラ、マクドナルド等）が食品広告規制への反対を示しており、学校での運動促進、栄養教育などに力を入れるべきとしている。

1996 年児童ポルノ防止法は、性的に露骨な行為に従事している児童の類似している描写物の禁止と、未成年者の性的に露骨な行為の描写を含んでいるとの印象を与える方法で、公告・宣伝・提示・記述・頒布されることを禁止したものであるが、いくつかの訴訟事件が起こされ、最終的に 2002 年の最高裁判決により憲法違反であることが示された⁷⁹。

3. 2 イギリス

3. 2. 1 規制賛成派の論点

2007 年 8 月、著名男優が児童ポルノサイトから画像をダウンロードしたとして有罪になり性犯罪者リストに名前が登録された。「児童虐待を犯したわけではなく、厳しすぎる」という賛同者の声もあったが、「違法行為には間違いない」とする意見が多数を占めている⁸⁰。

3. 2. 2 規制反対派の論点

コンピュータや漫画で描くポルノ画像の単純所持禁止については、自由な芸術表現に反するや、思想警察のような動きだとする反対の意見も法務省の意見聴取では出されている⁸¹。

3. 3 ドイツ

本調査時には、該当項目は見つけられなかった。

⁷⁸ http://www.aef.com/on_campus/classroom/speaker_pres/data/3005

⁷⁹ 米国における青少年保護のためのインターネット規制と運用、2012 年 3 月、独立行政法人 日本貿易振興機構

⁸⁰ The Observer、2007 年 8 月 5 日、オブザーバー誌

⁸¹ 英児童ポルノサイトで表現の自由侵害の懸念、2008 年 7 月、小林恭子

4. 興行

4. 1 アメリカ

4. 1. 1 規制賛成派の論点

条例はそれを巡って憲法上の権利侵害が主張され、訴訟が起きている。一般的に認められている点は、子どもも人権を有すること、子どもの行動は大人に比べてより強く制限をされうること、条例はやむにやまれぬ州法の利益によって制定されていることである⁸²。

4. 1. 2 規制反対派の論点

青少年深夜外出禁止条例に反対の者は、規制対象が成人であれば、疑いもなく違憲である条例によって、未成年者の権利が広く制限されること。さらに、青少年の犯罪は放課後の時間帯に集中しているため、深夜の外出を禁止しても犯罪現状にそれほど結びつかない。他のより制限的でない手段によって、より効果的に犯罪を減少できると主張している⁸³。

夜間外出禁止条例の犯罪予防に対する研究は、選択された都市、時期、犯罪だけを調査しており、警察や行政による世論調査以上のものではない。これに対し、批判的な立場の経験的研究の多くは、条例がいくつかの犯罪の予防に効果がある場合もあるが、一概にどのような条件においてもそうなるとはいえず、全体として青少年犯罪の防止に大きな効果があるとは考えられないことを明らかにしている。むしろ、一般の若者や警察がいなくなった公共空間において優位を占める者たちによる犯罪機会を増大させてしまうなど、逆効果をもたらす場合があることも報告されている⁸⁴。

4. 2 イギリス

4. 2. 1 規制賛成派の論点

夜間外出禁止令については、警察に問題を起こす若者を取り締まる権利を与える為の規則としている。周辺住民から苦情が出ない限り、違反扱いもされない。

4. 2. 2 規制反対派の論点

上記の夜間外出禁止令については、子どもの権利を守る団体などより、子どもたちをコミュニティから隔離する、民主主義に反するなど非難の声が出ている。

4. 3 ドイツ

本調査時には、該当項目は見つけられなかった。

⁸² 同志社女子大学学術研究年報 2004 年第 55 巻、福岡久美子

⁸³ *ibid.*

⁸⁴ 都市文化研究 10 号、2008 年、杉山和明

5. 通信・インターネット

5. 1 アメリカ

5. 1. 1 規制賛成派の論点

2000年に制定された児童インターネット保護法は憲法違反であるとして、2002年5月に、ペンシルバニア州東部地方裁判所において提訴された。一旦は、連邦地方裁判所において違憲判決が出ていたが、2003年6月、合衆国最高裁判所において合憲と判断され、現在に至っている。

児童ポルノをインターネット上でダウンロードした犯罪者の85%が子どもへの性的虐待を行っているという数値を根拠として、インターネット上の児童ポルノの害悪について憂慮する証言が出された。そこで、児童ポルノの所持に関し、インターネット上の児童ポルノへのアクセスまでもを処罰の対象にするべきとの提案がなされた⁸⁵。

5. 1. 2 規制反対派の論点

(1) 通信品位法 (Communication Decency Act) に関する議論

アメリカでは、インターネット普及前のパソコン通信の時代より、そこでの表現に既存の法律（わいせつな表現の州際間の伝送を規制する規程（合衆国法典18編1465条））を適用してきた。また、これらの法律をインターネットの場合に適用するのみならず、新たな法律も制定されてきた。その最初の法律が、1996年2月8日に成立された通信品位法（CDA）である。CDAは、インターネットなどを用いて、わいせつな表現あるいは下品な表現を受信者が18歳以下の未成年であることを知りながら送信した者、明らかな不快な表現を18歳以下の特定の者に送信したり、18歳以下の者がアクセスできるように陳列した者を2年以下の禁固または罰金に処する（併科も可能）ことを内容とする。

このCDAについては、わいせつな表現に係る部分以外の執行の差止めを求める訴訟が提起され、連邦地裁は修正一条に違反するとして暫定的差止命令を出した。それに引き続き、連邦最高裁も同様の結論を示した。その法廷意見は、連邦最高裁の三つの判例を総合的に考慮すれば合憲であるとの政府の主張を斥けた上で、メディア特性分析を用いることによって修正一条の保証の程度を確定している。ここでは、インターネットは、電波メディアが有する三つの特性、つまり、①メディアの稀少性、②家庭への侵入性、③規制の歴史、を有しないがゆえに、条文の違憲審査にあたっては（プリントメディアと同様の）厳格審査基準が適用されるとした。その結果、立法目的が未成年の保護というやむにやまれぬ利益であることは承認できるものの、達成手段については、①下品な表現と明らかに不快な

⁸⁵ 児童ポルノ及び子どもに対する性犯罪に関する法律、2009年9月、井桶三枝子

表現に定義がなく、両者の関係が不明確であること、②年齢確認がうまく機能しないインターネット上の法規制は、下品な表現に対して、事実上、全面的な規制を課すものとなることに着目し、条文が曖昧及び過度に広汎であるとして違憲とした⁸⁶。

(2) インターネット上の言論の自由に関する議論

2006 年には、ソーシャルメディアの 1 つ、MySpace 上での嫌がらせやいじめを苦に当時 13 歳の少女、メーガン・マイヤー (Megan Meier) が自殺に追い込まれた事件をきっかけに、サイバー上のいじめが社会的な関心を集めるようになり、2008 年に、過剰に執拗かつ悪質なオンライン上の言論を刑法で罰することを盛り込んだ、「メーガン・マイヤー・オンラインいじめ防止法案(The Megan Meier Cyber-bullying Prevention Act)」が、下院議会で議論されたものの、同法案は、オンライン上の言論の自由を脅かすものであり、また、内容が抽象的であり混乱を招く恐れがあるとして廃案となった⁸⁷。

このように、法律による取締りは極力避けるべきだとする人々も少なくない。厳格な法的センサーシップ(“censorship”とは、ソフトウェアを使用したスクリーニングやフィルタリング、または法律による取締りを称する)は、必要以上のコンテンツをブロックの対象にしがちなることもあり、学問的、芸術的なコンテンツまで排除する恐れがあると主張している。また、連邦法修正第一条により、未成年者にも言論と出版における表現の自由の権利が与えられているため、大人及び子ども間等のオンライン上のコミュニケーションを検閲することは、違憲行為であると主張する。基本的には、未成年者のオンライン行為を監督するのは、親の責任であり、政府の責任ではない。さらに、インターネットはその技術的進化の速さ、ユーザが他人に成りすますことができる匿名性及び海外からの悪質なコンテンツには連邦法が及ばないといったグローバル性により、取り締まることは不可能であり、効果は期待できないとする議論も展開されている⁸⁸。

インターネットの安全な利用を促すための国際的な非営利団体である家庭オンライン安全協会 (FOSI : The Family Online Safety Institute) もまた、法的センサーシップは子ども達をインターネットの危険から守るのに最善の方策ではないとして、2009 年にアメリカにおける放送通信事業の規制監督機関である FCC に対し、柔軟性に欠ける法的な取締りよりも、より高度のペアレンタルコントロールやブロックングソフトウェアを積極的に利用するよう保護者に促すことを奨励している。

多くのアメリカ人は、保護者とインターネット業界による自主規制がより効果的である

⁸⁶ インターネットにおける「有害」情報規制の現状、2010 年 10 月、小倉一志

⁸⁷ インターネット上のレイティング・ゾーニングに関する青少年のインターネット環境整備報告書、平成 25 年 3 月、内閣府

⁸⁸ ibid.

と考えている。未成年者をオンラインの有害コンテンツから完全に隔離することは、現実的に不可能であり、子どもがそれらに遭遇する前にインターネットの危険性（詐欺、いじめ、搾取など）について警告し、安全な使用方法を啓蒙することが必要であるとして、子どもを対象としたインターネット教育が実施されている⁸⁹。

ブロッキングは民間の自主的な対応によりすすめられているが、現在はユーザカバー率で95%近いとされており、十分に普及している。しかし、アメリカでは令状無しでブロッキングのように通信の途中経路に操作をすることは、連邦法修正第1条、修正第4条の違反ではないかという意見も見られる。実際にAOLをはじめとして、大規模ISPの多くがこの件で訴訟の対象となっているが、2013年2月までのケースでは、通信企業がすべて勝訴している⁹⁰。

1998年児童オンライン保護法(Child Online Protection Act of 1998)は、インターネットによる情報提供業者に対し、営利目的で17歳未満の未成年者に有害な情報を配布することを禁止した法律である。言論の自由を侵害するものとして憲法違反の異議申し立てを受け、2007年3月にフィラデルフィア地方裁判所は違憲と判断した⁹¹。

5. 2 イギリス

2012年4月にオンラインパネル調査会社YouGovがサンデー・タイムズ誌と協力して実施した世論調査（サンプル数1,717人：調査対象はイギリス成人）では⁹²、「希望する者だけにインターネット・フィルターを設定すべき」が57%、「デフォルトONとするべき」とする人が36%という結果であった。

2012年5月に同組織が実施した同じ内容の世論調査（サンプル数1,663人、イギリス成人）では、「希望する者だけにインターネット・フィルターを設定すべき」が52%、「デフォルトONとするべき」が35%という結果であった⁹³。

5. 2. 1 規制賛成派の論点

インターネット安全に関する児童基金連合(CHIS : Children's Charities' Coalition on Internet Safety)とNSPCCが合同で発表した、イギリスの主要な政党に対する提言書には以下が記載されている。これはオンライン・ブロッキングに限定せず、幅広く子どもと

⁸⁹ ibid

⁹⁰ G8 諸国における児童ポルノ対策に関する調査、平成25年3月、日工組社会安全財団

⁹¹ 米国における青少年保護のためのインターネット規制と運用、2012年3月、独立行政法人 日本貿易振興機構

⁹² インターネット上のレイティング・ゾーニングに関する青少年のインターネット環境整備状況等調査報告書、平成25年3月、内閣府

⁹³ the Sunday Times : <http://www.thesundaytimes.co.uk/sto/>

インターネットの付き合い方という観点からの提言である⁹⁴。

- IWF のリスト若しくはその他の技術的解決に基づき、すでに摘発されている児童虐待のコンテンツへのアクセスを阻止することを、イギリス国内のすべての ISP に要望する。今のところ自主規制に頼っているが、法案を用意し立法化の準備が必要であるとしている。
- 全世界の児童虐待ウェブサイトをより効果的にブロックするために、イギリス政府は EU その他の国と協力し、世界統一のリストを作成するべきである。

ミュージックビデオの規制化に関して BBFC が調査を実施。母親のオンラインネットワーク、マムズネット（Mumsnet）の会員を対象に BBFC が 2011 年 3 月に実施したオンライン調査（サンプル数 1,005）によれば、保護者はビデオ記録法は、ハードコピーにしか効力を発揮せず、インターネット上のコンテンツには当法が適用されないことをほとんど認識していなかった。また現在年齢別レイティングの適用除外となっている DVD やビデオにも年齢レイティングを設けることを強く望んでいることが明らかになった。

5. 2. 2 規制反対派の論点

オンライン上のコンテンツやテレビに関する親の不信感は減少しているものの、親の 97%は、子どもが不適切なコンテンツに触れないようにする責任は自分にあると考えている。

フィルタリングを一種の検閲だとして反対を唱えるキャンペーン組織、公開権利グループ（ORG：Open Rights Group）は、以下のとおり主張した。

- ネットワークレベルのフィルタリングは検閲に当たるため、政府は強制すべきではない。
- デフォルトでインターネットのフィルタリングを導入してしまうと、親は自分の家庭に合った決断をする権利を失ってしまう。
- インターネットアクセスツール市場の障害となるばかりか、業界に多大なる費用負担をもたらす。
- フィルタリングシステムは往々にしてオーバースロッピングしてしまい、合法的なコンテンツまで阻害してしまう。

ORG はウェブサイトのオーバースロッピングに反対する活動を推進している。その理由は、現在すでに移動体通信事業者がネットワークレベルでのフィルタリングを導入しているこ

⁹⁴ インターネット上のレイティング・ゾーニングに関する青少年のインターネット環境整備状況等調査報告書、平成 25 年 3 月、内閣府

とによって、多くのオーバーブロッキングが発生しているが、もし一般のインターネットにも同様のフィルタリングが導入されると、問題がより大規模に発生してしまうとして、ネットワークレベルではなく、機器レベルでフィルタリングの適用が選択できるシステムにすべきだと主張する⁹⁵。

5. 3 ドイツ

5. 3. 1 規制反対派の論点

2009年に可決され、2010年2月に施行され、最終的には2012年に廃案となった、児童ポルノアクセス防止法は、立法過程において様々な議論を呼んだ（前述）。インターネット・プロバイダーに、刑法典182b条に規定される児童ポルノサイトのブロッキングを義務付ける内容を盛り込んだこの法案は各界の反対運動を引き起こした。連邦政府が2009年6月にこの新法案を支持するオンライン署名を実施したところ、署名者は328名だったのに対し、2009年4月22日から5月4日にかけて連邦政府が実施したこの新法案の否決を求めるオンライン署名では、署名者は134,015人だった。さらに、インターネット遮断と検閲に反対する運動団体（AK-Zensur）は、児童の性的搾取には検閲ではなく、より実効的な取組が必要であるとして反対した⁹⁶。このような反対運動もあり、同法は廃案となった経緯がある。

インターネットサービスプロバイダー等の、テレサービス、メディアサービスを提供する事業者の責任の範囲に関しては、テレサービス法第8条～第10条まで及びメディアサービス州際協定第6条～第9条までに規定があるが、事業者からは不明確であるという批判が出ている⁹⁷。

⁹⁵ ibid

⁹⁶ アメリカ・ドイツにおける青少年のインターネット環境整備状況等調査報告書、平成23年3月、内閣府

⁹⁷ 外国の立法216、2003年5月

6. 携帯電話・PHS

6. 1 アメリカ

本調査時には、該当項目は見つけられなかった。

6. 2 イギリス

6. 2. 1 規制賛成派の論点

インターネット安全に関する CHIS と NSPCC が合同で発表した、イギリスの主要な政党に対する提言書には以下が記載されている⁹⁸。

- 携帯電話会社がインターネット上の成人向けサイトへのアクセスを制限しているように、大手 WiFi プロバイダーも同様のシステムを導入するべきである
- 携帯電話の端末メーカーは、青少年へのリスクを低減できるよう、大幅に機能を縮小させた子ども向け携帯電話端末を開発する必要がある
- 年齢制限付きのサイトも大半が自己申告制であるため、子どもは虚偽の申請をすれば簡単にアクセスできてしまう。年齢制限のある商品やサービスのオンライン販売を管理する法規制を速やかに導入する必要がある

6. 3 ドイツ

本調査時には、該当項目は見つけられなかった。

⁹⁸ インターネット上のレイティング・ゾーニングに関する青少年のインターネット環境整備状況等調査報告書、平成 25 年 3 月、内閣府